

⑨一時預かり事業

i) 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる。

ii) 近江八幡市における実施状況

- ・＜認可外保育所＞ NPO法人あいアイランド、ファミリーホームさくら
- ・ファミリー・サポート・センター、つどいの広場あいあいの家にて実施中。

iii) 国の検討状況

- ・「一般型」、「基幹型加算」、「余裕活用型」、「幼稚園型」、「訪問型」の類型で実施（それぞれの基準については、次頁【参考】を参照）。
- ・「一般型」の内、1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる。
- ・「余裕活用型」については、本体施設の定員の範囲内において実施する。
- ・「一般型」の補助単価は、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、年間延べ利用児童数25人以上の要件を撤廃し、300人未満の補助単価について、非常勤職員1人を雇用できる単価とする方向。また、保育従事者の保育士比率によって段階的に対応する方向。
- ・「幼稚園型」の補助単価は、利用児童1日当たり単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、事業規模に配慮し、補助額の上限・下限を設けることとする方向。また、長期休業日等を実施する場合や、長時間の預かりを実施する場合は、追加的な職員配置の必要性を個別に考慮し、加算を行う方向。園児以外の子どもを受け入れる場合は、終日の職員配置を前提に、別単価を設定する方向。

【参考】一時預かり事業の類型基準（平成 25 年 11 月 25 日時点の案）

類型 基準	一般型	基幹型加算	余裕活用型	幼稚園型	訪問型
人員配置基準	児童：保育従事者 0 歳児 3：1 1・2 歳児 6：1 3 歳児 20：1 4 歳以上児 30：1 ※当該保育従事者の数は 2 人を下回ることはいない。ただし、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の職員（保育従事者とする。）の支援を受けられる場合には、当該事業の担当職員を 1 人としてとることができることとする。なお、その場合において、直接処遇職員は保育士とする。 ※保育従事者の資格要件については、保育士を原則とするが、2 分の 1 以上を保育士とし、保育士以外の子育ての知識と経験及び熱意を有し、一定の研修（家庭的保育者の基礎研修程度）を受けた者としてとることができることとする。 ※地域密着Ⅱ型については、保育従事者（保育士又は家庭的保育者の基礎研修程度を受講した者）による対応への移行を前提に、経過措置として当分の間は引き続き既に市町村が実施した研修を受講・修了した者によっても事業実施を可能とする。			児童：保育従事者 0 歳児 3：1 1・2 歳児 6：1 3 歳児 20：1 4 歳以上児 30：1 ※当該保育従事者の数は 2 人を下回ることはいない。ただし、幼稚園・認定こども園と一体的に事業を実施するため、施設職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合には、当該事業の担当職員を保育従事者 1 人としてとることができることとする。 ※保育従事者の資格要件については、保育士又は幼稚園教諭（3 歳以上児に限る。）とする。	地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、検討。
実施場所	適切に事業実施ができる施設（検討中）				
設備基準	・2 歳未満児 乳児室 1.65 m²/人 ほふく室 3.3 m²/人 ・2 歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98 m²/人 等の設置。 ・乳児室等を 2 階以上に設ける建物においては、屋外階段等の設置。			一般型等と同様 ※一時預かり事業を実施する居室は、通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可とする。	
保育の内容	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、保育所保育指針に準じて実施。			幼稚園教育要領（認定こども園の場合は、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称））を基本として実施。 0～2 歳児を預かる場合には、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）を基本として実施。	地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、検討。

※幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について市町村間において調整が必要になるため、実施形態としては下記の案が検討されている。

案 1：利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形

案 2：施設所在市町村と利用者の居住市町村が費用負担を調整して、施設所在市町村が実施する形

本市の課題

1. 時期的に申込みが集中し、混雑するところがある。また、混雑時には断られることもある。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

i) 事業内容

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。（原則として7日以内）。

ii) 近江八幡市における実施状況

市主導の実施はなし。

iii) 国の検討状況

- ・会議などでの議論を踏まえ、必要な改善を行う方針

【論点】

ア. 事業の位置づけ

（夜間保育やファミリー・サポート・センターなどと類似の機能を備えているが、新制度では、特に宿泊をとまう養育ニーズに対応すべきという意見がある。）

イ. 事業運営のあり方

（運営の実態が様々ではないので、各自治体が実情に応じて実施するのが望ましいという意見がある）

本市の課題

1. 出産時だけでも預かってもらえる所があると良い。

※新規事業

⑪利用者支援

i) 事業内容

個々の児童の保育ニーズに対し、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう、コーディネートを行う。

ii) 近江八幡市における実施状況

新規に法定化される事業であるため、現状実施はなし。

iii) 国の検討状況

- ・実施要綱案が示されており、実施主体は市町村のほか、市町村が認めた者へ委託を行うことも可能。
- ・実施類型は「基本型＝独立した事業として行われている形態」と「特定型＝行政の一環として行われる側面が強い形態」に区分される。

その実施要件は「基本型」が下記ア～ウ、「特定型」は下記アとイ。

ア. 子育て家庭の「個別ニーズ」の把握〔情報集約・相談〕

イ. 「個別ニーズ」に応えるため、幅広く地域にある施設・事業の総合的な利用者支援〔情報提供・利用支援〕

ウ. 関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりなど〔連絡調整・広報啓発〕。

- ・実施要綱案の連携機関に児童相談所を明記するとともに、従来の地域支援の1つとして実施している訪問支援等も利用者支援事業に引き継ぐ方向。

本市の課題

1. 事業主体をどこにするか、地域子育て拠点支援事業との調整が課題である。
(委託するのか、直営で実施するのか。)
2. 子どもの情報のシステム化が必要。本市では、子どもに関する情報が、各課においてバラバラで、統一されていない。また、サービスの調整を行う必要がある。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

i) 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定保育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。

ii) 近江八幡市における実施状況

新規に法定化される事業であるため、現状実施はなし。

iii) 国の検討状況

今後、施設型給付などの公定価格の議論とあわせて検討。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

i) 事業内容

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度における多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進などを行う。

ii) 近江八幡市における実施状況

新規に法定化される事業であるため、現状実施はなし。

iii) 国の検討状況

- ・平成 26 年度においては、市町村が非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせんなどを行う事業を新制度の前倒しとして実施。
- ・設置主体によっては、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、本事業を活用することについても引き続き検討。